

議案第2号

守口市営住宅条例に基づく市営住宅使用料等に係る債権の放棄について

守口市営住宅条例に基づく市営住宅使用料等に係る債権を、次のとおり放棄する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等
昭和61年度	住宅使用料	74,800円	11件	民法第174条の2第1項 に規定する消滅時効期 間を経過したことによ るもの
昭和62年度		84,000円	12件	
昭和63年度		84,000円	12件	
平成元年度		84,000円	12件	
平成2年度		33,000円	6件	民法第169条に規定する 消滅時効期間を経過し たことによるもの
		105,800円	16件	民法第174条の2第1項 に規定する消滅時効期 間を経過したことによ るもの
平成3年度		72,600円	12件	民法第169条に規定する 消滅時効期間を経過し たことによるもの
		161,000円	23件	民法第174条の2第1項 に規定する消滅時効期 間を経過したことによ るもの
平成4年度		125,116円	20件	民法第169条に規定する 消滅時効期間を経過し たことによるもの
		168,000円	24件	民法第174条の2第1項 に規定する消滅時効期 間を経過したことによ るもの
		75,500円	14件	民法第169条に規定する 消滅時効期間を経過し たことによるもの

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等
平成5年度	住宅使用料	153,700円	23件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		60,000円	12件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成6年度		250,200円	38件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		10,000円	2件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成7年度		348,300円	26件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成8年度		513,100円	40件	
平成9年度		13,000円	2件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		264,100円	37件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成10年度		690,400円	24件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		1,336,900円	93件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		183,000円	12件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの

年 度	債権の種類	放棄する債権の額	件 数	理 由 等	
平成11年度	住宅使用料	1,795,745円	118件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
		152,400円	3件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
平成12年度		2,782,062円	145件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
		121,600円	8件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
平成13年度		6,113,900円	189件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
		122,700円	7件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
平成14年度			2,501,545円	92件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
			128,100円	8件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		共 益 費	8,439円	21件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		損 害 金	1,975,310円	8件	
	補 修 費	228,028円	3件	民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等
平成15年度	住宅使用料	1,553,700円	61件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		213,100円	14件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	共 益 費	12,270円	27件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	損 害 金	1,791,508円	10件	
	補 修 費	280,224円	2件	民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成16年度	住宅使用料	325,413円	15件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
		78,800円	7件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	共 益 費	3,306円	9件	民法第174条の2第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	損 害 金	773,680円	5件	
	補 修 費	84,147円	1件	民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成17年度	住宅使用料	70,200円	6件	民法第169条に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等
平成20年度	住宅使用料	41,674円	5件	民法第169条に規定する 消滅時効期間を経過し たことによるもの
平成21年度	住宅使用料	56,420円	5件	
	共 益 費	1,320円	4件	
平成22年度	住宅使用料	136,600円	7件	
	共 益 費	2,100円	7件	
合 計		26,244,807円	1,258件	